

水痘ワクチン接種について

【 病気の説明 】

水痘・帯状疱疹ウイルスに初めて感染した後に引き起こされる感染症で、感染力が強いです。発熱と特徴的な発疹が出ます。発疹は、赤い斑点で始まり、丘疹（もりあがり）、その後水泡・膿疱、かさぶたとなります。多くは自然に回復しますが、まれに肺炎や脳炎、皮膚の重い細菌感染症などの合併症を起こすことがあります。

【 対象者 】

1歳から3歳の誕生日の前日までの者

【 接種間隔・接種回数 】

3か月以上、標準的には6か月から12か月の間隔をあけて2回接種します。

(注意) 水痘にかかったと診断を受けたことのあるお子さんは、定期予防接種の対象とはなりません。

【 副反応 】

軽い発熱、発疹、および接種部位の発赤、腫脹、しこりが見られることがあります。また、重い副反応としては、まれですが、アナフィラキシー、急性血小板減少性紫斑病などの報告があります。

～共通事項～

【 健康被害救済制度 】

定期予防接種の副反応による健康被害が生じた場合は国の健康被害救済制度があります。MRワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・水痘ワクチン接種と健康被害と因果関係を厚生労働大臣が認定した場合は以下の救済が受けられます。

- ①医療費および医療手当②障害児養育年金③障害年金④死亡一時金⑤葬祭料
- ⑥介護加算

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健センター(予防接種担当)にご相談ください。

【 接種にあたっての注意事項 】

◎この説明書をよく読み、理解をしてから接種を受けるようにしましょう。

◎沼津市指定の医療機関(一覧表以外の医療機関)で定期予防接種を希望する場合は・・・

必ず接種前に「予防接種実施依頼書」の発行申請が必要ですので、保健センターまでご連絡ください。

※依頼書の発行がされるまでに、数日(土日祝日、年末年始を除く)を要しますので、余裕をもって申請してください。

◎この説明書をよく読み、理解をしてから接種を受けるようにしましょう。

●重篤な疾患にかかっていたなど、長期療養をしていたため、定期接種の対象年齢・期間に接種できなかった場合はお問い合わせください。

○子どもの体調をよく知っている保護者が連れて行きましょう。

○予診票は、医療機関にありますのでその場で記入してください。

○体温は、接種前に医療機関で測ります。

○予約制の医療機関がほとんどですので、裏面の実施医療機関一覧表で確認してください。

●医療機関に行くときの持ち物

★接種券(無料となります。) ★母子健康手帳(接種記録を記入します。)

★保険証と子ども医療費受給者証(診察の結果、具合が悪く、接種できなかったときに必要となります。)

【 問い合わせ 】

沼津市保健センター 055-951-3480

戸田分館

0558-94-3970